

世田谷区公契約の労働報酬下限額の改定について

1 趣旨

平成 28 年 8 月 31 日付で提出された世田谷区公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会（以下「委員会等」という。）の答申等を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおり改定する。

2 労働報酬下限額の改定案

対象	(1) 予定価格 3 千万円以上の工事請負契約	(2) 予定価格 2 千万円以上の工事請負契約以外の契約（委託等）
現行	国土交通省定義の 5 1 職種技能労働者： <u>公共工事設計労務単価の 8 5 %</u> 上記に該当しない技能労働者、見習い・手元等の労働者、年金等受給による賃金調整労働者： <u>9 5 0 円</u>	<u>9 5 0 円</u>
改定案	国土交通省定義の 5 1 職種技能労働者のうち技能熟練者： <u>公共工事設計労務単価の 8 5 %</u> 上記に該当しない技能労働者、見習い・手元等の労働者、年金等受給による賃金調整労働者： <u>公共工事設計労務単価の軽作業員比 7 0 %</u>	<u>1, 0 2 0 円</u>

3 改定理由

(1) 予定価格 3 千万円以上の工事請負契約について

[理由] 委員会等の答申等において、技能が一定水準に達した熟練技能工については、設計労務単価における各工種の 85% 相当額（1 時間あたり）とし、見習工、高齢者及び不熟練者については、設計労務単価における「軽作業員」の 70% 相当額（1 時間あたり）とする案が提示され、妥当と考えるため。

(2) 予定価格 2 千万円以上の工事請負契約以外の契約（委託等）について

[理由] 委員会等の答申等において、区職員給与から算出した約 1, 1 0 5 円とする案が提示されたが、今後の経済状況や賃金水準の動向を考慮し、区の財政状況や給与体系及び地区の状況などを総合的に勘案して、行政運営の公平性及び財政負担の適正等の観点から妥当な金額であると判断したため。

4 今後のスケジュール

平成 28 年 12 月 19 日 企画総務常任委員会報告
 12 月下旬以降 告示
 事業者・労働者等への周知
 平成 29 年 4 月 1 日 適用開始